CONEXIO
人をつなぐ、価値をつなぐ

コネクシオ株式会社
証券コード：9422

# 第21期 定時株主総会
# 招集ご通知

開催日時

**平成30年６月26日（火曜日）**
**午前10時30分**（受付開始 午前10時）

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
**ベルサール新宿グランド**
**コンファレンスセンター**

※議決権行使期限は平成30年６月25日（月曜日）
午後６時までとなります。

**●決議事項**

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

# 人をつなぐ、価値をつなぐ

## 私たちが目指すこと（存在意義）

**私たちは、一人ひとりの想いを大切に、
お客様の感動を生み出し
安心で快適な暮らしと社会の実現に貢献します**

## 私たちが大切にすること（経営姿勢）

**一人ひとりが主役**
私たちは、自主・自律する一人ひとりが
互いを尊重し合う環境を育みます

**つなぐよろこび**
私たちは、自らの成長を原点に、つながるすべての人々へ
よろこびの輪をひろげ、信頼の絆を深めます

**社会を担う責任と誇り**
私たちは、暮らしとビジネスのライフラインを担う
責任を深く自覚し、誇りとします

## 私たちの判断や行動のよりどころ（行動指針）

**私たちは、お客様のために**

**主体的に**
自ら考え、自律的に行動し、新しいことに挑戦します

**フェアに**
高い倫理観をもって公正に行動します

**誠実に**
感謝を心に刻み、素直な心で行動します

**チームワークのもとに**
多様性を活かし、高い成果を生み出します

**現場を起点に**
お客様接点である現場を大切に、発想し行動します

**考え、行動します**

# 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第21期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当事業年度は、７期連続営業増益、過去最高益を更新し、中期目標である営業利益100億円を達成いたしました。

また、この度、新たに、中期経営計画「コネクシオプラン2020」を策定いたしました。基本方針に、「５Gが拓くスマート社会へ向け、お客様接点の深耕と生産性の向上」と掲げ、お客様にしっかりと寄り添い、お客様のベストパートナーとして、５G時代へ向け、より安心で快適なサービスの提供に貢献してまいります。

さらに、企業理念に込めた『人をつなぎ、情報をつなぐことで、提供する価値を高め、私たちにつながるすべての人々と感動の連鎖を創造していく』企業になるという使命のもと、今後とも企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長
**井上　裕雄**

## 目　次


**第21期定時株主総会**
**招集ご通知…… 3**
株主総会の詳細をご確認いただけます。

**株主総会に関するご留意事項**
**議決権行使のご案内…… 4**

**株主総会参考書類…… 6**
株主総会での決議事項をご確認いただけます。

第１号議案 **剰余金の配当の件**
第２号議案 **定款一部変更の件**
第３号議案 **取締役６名選任の件**
第４号議案 **監査役１名選任の件**
第５号議案 **補欠監査役１名選任の件**

**事業報告…… 17**
当事業年度の取組みなどについて掲載しております。

**計算書類…… 38**

**監査報告書…… 41**

証券コード　9422
平成30年６月５日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
**コネクシオ株式会社**
取締役社長　　井上　裕雄

# 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申しあげます。**
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年６月25日（月曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

**1. 日　　時**　**平成30年６月26日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）**

**2. 場　　所**　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号　住友不動産新宿グランドタワー５階
**ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター**

**3. 株主総会の目的である事項**

**報告事項**　第21期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件

**決議事項**　**第１号議案　剰余金の配当の件**
**第２号議案　定款一部変更の件**
**第３号議案　取締役６名選任の件**
**第４号議案　監査役１名選任の件**
**第５号議案　補欠監査役１名選任の件**

以　上

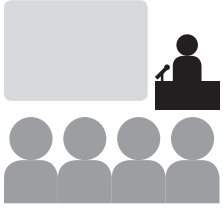
## 株主総会に関するご留意事項

1．当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・計算書類の個別注記表
なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。
2．株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3．本招集ご通知及び添付書類並びに本招集ご通知の英語訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。
4．本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。
5．議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

当社ウェブサイト　**https://www.conexio.co.jp**　コネクシオ　検索

## 議決権行使のご案内

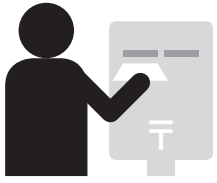
### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名に限るものとさせていただきます。）
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

| 株主総会開催日時 | 平成30年６月26日（火曜日）午前10時30分 |
|---|---|

### 株主総会にご欠席の場合



**書面にて行使いただく場合**
同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

| 行使期限 | 平成30年６月25日（月曜日）午後６時到着分まで |
|---|---|



**インターネットにより行使いただく場合**
議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

| 行使期限 | 平成30年６月25日（月曜日）午後６時まで |
|---|---|

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(**https://www.web54.net**)をご利用いただくことによってのみ可能です。
ご利用に際しては、次の事項をご了承くださいますようお願い申しあげます。

**議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net**（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

## 1．議決権行使の方法について

（1）パソコン及び携帯電話をご利用の方
　上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）スマートフォンをご利用の方
　同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
　なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットによる議決権の行使期限は、平成30年６月25日（月曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（2）インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。

## 3．議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

（1）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

（2）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（3）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

## 4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

---

**パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ**

**三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル**
**電話0120-652-031**（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

## 第１号議案　剰余金の配当の件

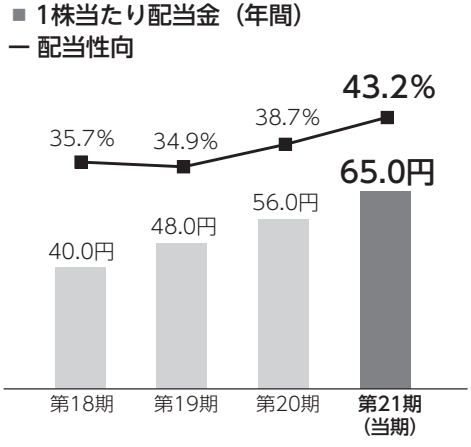
当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40％を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期の業績及び配当の安定性などを総合的に考慮した結果、第21期の期末配当につきましては、１株につき普通配当30.0円に、設立20周年記念配当5.0円を加え、次のとおり１株につき35.0円といたしたいと存じます。

なお、これにより当期の年間配当金は、中間配当金30.0円を含め、前期に比べ9.0円増配の１株につき65.0円となります。

**〈期末配当に関する事項〉**

| | |
|---|---|
| 1 | **配当財産の種類**<br>金銭 |
| 2 | **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**<br>当社普通株式１株につき金35.0円<br>配当総額　金1,565,824,820円 |
| 3 | **剰余金の配当が効力を生じる日**<br>平成30年６月27日 |



# 第２号議案　定款一部変更の件

１　提案の理由
当社の今後の事業展開に備えるため、第２条（目的）の変更を行うものであります。

２　変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第１章　総　　則 | 第１章　総　　則 |
| 第２条（目的）<br>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第２条（目的）<br>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| １．～　５．（省略） | １．～　５．（現行どおり） |
| （新設） | ６．倉庫業 |
| ６．医療・福祉事業 | ７．医療・福祉事業 |
| ７．飲食業 | ８．飲食業 |
| ８．古物の売買 | ９．古物の売買 |
| ９．託児所、保育所の経営 | １０．託児所、保育所の経営 |
| １０．労働者派遣事業 | １１．労働者派遣事業 |
| １１．有料職業紹介事業 | １２．有料職業紹介事業 |
| １２．国際送金事業 | １３．国際送金事業 |
| １３．前払式支払手段の発行、販売、運営及び管理業 | １４．前払式支払手段の発行、販売、運営及び管理業 |
| １４．損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 | １５．損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 |
| １５．電気、ガス及びその他のエネルギー事業全般に関する業務 | １６．電気、ガス及びその他のエネルギー事業全般に関する業務 |
| １６．前各号に附帯関連する一切の業務 | １７．前各号に附帯関連する一切の業務 |

## 第３号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役会の構成、取締役候補者指名の方針と手続及び取締役候補者は、次のとおりであります。

**〈取締役会の構成〉**

取締役会の構成については、役員（社外役員を除く。）に営業・管理・経営企画の観点から一定数を確保した上で、社外役員に経営・法務・財務会計等に精通した、多様な知見やバックグランドを持つ者を選任することで、メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することとしております。また、取締役については、最適な経営体制を機動的に構築するため、員数を10名以内、任期を１年とすることを定款に定めております。

**〈取締役候補者指名の方針と手続〉**

取締役候補者の指名については、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定した、次の指名基準に基づいて社長が取締役会に提案し、取締役会で決定しております。

**【取締役（社外取締役を除く。）候補者指名基準】**

誠実な人格、情報通信業界における豊富な実務経験や経営に対する高い能力・見識を備える者

（注）社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準については、15頁をご参照ください。

**〈取締役候補者一覧〉**

| 候補者番号 | | 氏名 | | | | | 現在の当社における地位及び担当等 | 取締役会出席状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 再任 | 井（いの） | 上（うえ） | 裕（ひろ）　雄（お） | | | 代表取締役社長<br>指名・報酬委員会委員長<br>ガバナンス委員会委員 | 100%（16／16回） |
| 2 | 再任 | 目（め） | 時（とき） | 利（り）一（いち）郎（ろう） | | | 取締役専務執行役員　営業管掌<br>（コンシューマ事業担当） | 100%（16／16回） |
| 3 | 再任 | 直（すぐ） | 田（た） | | 宏（ひろし） | | 取締役専務執行役員　職能管掌<br>チーフ・コンプライアンス・オフィサー<br>営業管掌（法人事業担当）<br>IR担当役員<br>ガバナンス委員会委員 | 100%（16／16回） |
| 4 | 再任 | 梶（かじ） | 原（わら） | | 浩（ひろし） | | 取締役（非常勤）<br>指名・報酬委員会委員<br>ガバナンス委員会委員 | 100%（16／16回） |
| 5 | 再任 | 細（ほそ） | 井（い） | 一（かず） | 雄（お） | 社外取締役<br>独立役員 | 筆頭独立社外取締役<br>指名・報酬委員会委員<br>ガバナンス委員会委員長 | 100%（16／16回） |
| 6 | 再任 | 宮（みや） | 本（もと） | | 元（はじめ） | 社外取締役<br>独立役員 | 独立社外取締役<br>指名・報酬委員会委員<br>ガバナンス委員会委員 | 100%（16／16回） |

候補者番号 1

## 井上（いのうえ） 裕雄（ひろお） （昭和27年8月21日生）

再 任



保有する当社の株式数
23,200株

取締役在任年数
6年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 昭和50年 4月 | 伊藤忠商事株式会社入社 |
| 平成20年 4月 | 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー プレジデント |
| 平成20年 6月 | 同社代表取締役常務取締役 |
| 平成21年 4月 | 同社情報通信・航空電子カンパニー プレジデント |
| 平成22年 4月 | 同社代表取締役常務執行役員 |
| 平成23年 4月 | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社専務執行役員サービスビジネスセグメント分掌役員 兼 保守・運用サービス事業グループ担当役員 |
| 平成23年 6月 | 同社取締役 兼 専務執行役員 |
| 平成24年 4月 | 当社副社長 執行役員 |
| 平成24年 6月 | 当社取締役副社長執行役員 社長補佐兼営業第三部門管掌 |
| 平成24年10月 | 当社取締役副社長 執行役員 社長補佐 兼 法人事業本部長 |
| 平成25年 4月 | 当社代表取締役社長（現任） |
| 平成26年12月 | 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会副会長（現任） |

**取締役候補者とした理由**

情報通信関係の豊富な経験や取締役としての経験を積み、副社長を経て、平成25年から代表取締役社長として当社取締役会の議長を務めており、経営に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号 2

## 目時（めとき） 利一郎（りいちろう） （昭和34年9月3日生）

再 任



保有する当社の株式数
33,200株

取締役在任年数
4年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 昭和57年 4月 | 伊藤忠商事株式会社入社 |
| 平成15年10月 | 同社情報通信ビジネス部ブロードバンドビジネス課長 |
| 平成16年 4月 | 当社ソリューションビジネス部門長補佐 |
| 平成19年 6月 | 当社執行役員営業第三部門長 兼 ソリューション営業部長 |
| 平成22年 4月 | 当社執行役員経営企画部長 |
| 平成24年 6月 | 当社常務執行役員経営企画部長 |
| 平成24年10月 | 当社常務執行役員経営企画部門長 |
| 平成25年 4月 | 当社常務執行役員法人事業本部長 |
| 平成26年 6月 | 当社取締役常務執行役員 法人事業本部長 |
| 平成27年 4月 | 当社取締役常務執行役員 営業管掌 兼 法人営業第二部門長 |
| 平成27年 6月 | 当社取締役専務執行役員 営業管掌 兼 法人営業第二部門長 |
| 平成28年 4月 | 当社取締役専務執行役員 営業管掌 |
| 平成29年 4月 | 当社取締役専務執行役員 営業管掌（コンシューマ事業担当）（現任） |

**取締役候補者とした理由**

情報通信関係の豊富な経験を積み、各営業部門長・経営企画部門長・営業管掌を経て、現在は取締役専務執行役員営業管掌（コンシューマ事業担当）として当社のコンシューマ事業の管掌をしており、営業に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号 3

## 直田（すぐた） 宏（ひろし） （昭和32年９月８日生）

再 任



保有する当社の株式数
5,500株

取締役在任年数
４年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 昭和56年 ４月 | 伊藤忠商事株式会社入社 |
| 平成18年 ４月 | 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー経営企画部長 兼 チーフインフォメーションオフィサー |
| 平成20年 ４月 | 同社情報産業部門長代行 |
| 平成21年 ４月 | 同社海外市場部長 |
| 平成23年 ４月 | 同社情報通信部門長代行 |
| 平成24年 ４月 | 伊藤忠ケーブルシステム株式会社代表取締役社長 |
| 平成26年 ４月 | 当社常務執行役員経営企画部門長 |
| 平成26年 ６月 | 当社取締役常務執行役員経営企画部門長 |
| 平成29年 ４月 | 当社取締役常務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長 |
| 平成29年 ６月 | 当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長 |
| 平成30年 ４月 | 当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 営業管掌（法人事業担当）（現任） |

**取締役候補者とした理由**

情報通信関係の豊富な経験や経営者としての経験を積み、経営企画部門の統括を経て、現在は取締役専務執行役員職能管掌兼営業管掌（法人事業担当）として当社の管理機能全般及び法人事業に関する営業全般を管掌しており、経営企画・営業に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号 4

## 梶原（かじわら） 浩（ひろし） （昭和41年12月23日生）

再 任



保有する当社の株式数
―

取締役在任年数
２年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 平成 ２ 年 ４月 | 伊藤忠商事株式会社入社 |
| 平成22年 ７月 | 伊藤忠ケーブルシステム株式会社取締役（現任） |
| 平成24年 ６月 | 株式会社スペースシャワーネットワーク社外取締役(現任) |
| 平成25年 ３月 | エフ・アイ・メディア企画株式会社代表取締役 |
| 平成25年 ４月 | 伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長代行 |
| 平成27年 ３月 | アシュリオン・ジャパン株式会社社外取締役（現任） |
| 平成27年 ４月 | 伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長 |
| 平成28年 ４月 | 伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社代表取締役（現任） |
| 平成28年 ６月 | 当社取締役（現任） |
| 平成29年 ４月 | 伊藤忠商事株式会社情報・金融カンパニー情報・通信部門長代行（現任） |

**取締役候補者とした理由**

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の情報・通信部門長代行として当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有すること、また、他の会社の社外取締役としての経験を有することから、当該経験・知識等をもとに当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。

候補者番号 5

## 細井 一雄（ほそい かずお） （昭和34年2月1日生）

再任　社外取締役　独立役員



保有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
3年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 昭和61年 2月 | 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 |
| 平成20年 4月 | コグノス株式会社代表取締役 |
| 平成21年 6月 | サン・マイクロシステムズ株式会社常務執行役員 |
| 平成22年 6月 | 日本オラクル株式会社執行役員 |
| 平成24年 3月 | 株式会社ジェクシード代表取締役社長 |
| 平成26年 5月 | 情報技術開発株式会社上席執行役員ソリューション統括部長 |
| 平成27年 6月 | 当社社外取締役（現任） |
| 平成28年 4月 | 情報技術開発株式会社上席執行役員ソリューション本部長 |
| 平成29年 6月 | 情報技術開発株式会社取締役上席執行役員ソリューション本部長（現任） |

**社外取締役候補者とした理由**

これまで経営者として豊富な経験を有しており、経営者としての幅広い見識に基づく取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。

候補者番号 6

## 宮本 元（みやもと はじめ） （昭和23年7月8日生）

再任　社外取締役　独立役員



保有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
3年

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 昭和61年 4月 | 京セラ株式会社入社 |
| 平成 4年 3月 | 同社通信情報システム事業本部国内プリンタ営業部長 |
| 平成 9年 4月 | DDIエンジニアリング株式会社取締役 |
| 平成13年 4月 | 京セラコミュニケーションシステム株式会社通信システム営業本部副本部長 |
| 平成16年 7月 | 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社戦略企画本部長 |
| 平成27年 6月 | 当社社外取締役（現任） |

**社外取締役候補者とした理由**

他の会社の取締役としての経験を有すること、また、情報通信関係について豊富な経験・見識を有することから、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。

（注）1．候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．候補者梶原浩氏は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
3．候補者が過去５年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
4．候補者梶原浩氏、細井一雄氏及び宮本元氏との責任限定契約については次のとおりであります。
当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は梶原浩氏、細井一雄氏及び宮本元氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。また、梶原浩氏、細井一雄氏及び宮本元氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5．候補者細井一雄氏及び宮本元氏は、社外取締役候補者であります。当社は両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、当社の社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準については、15頁をご参照ください。

# 第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役阿部紘武氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者指名の方針と手続及び監査役候補者は、次のとおりであります。

**〈監査役候補者指名の方針と手続〉**

監査役候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定した、次の指名基準に基づいて社長が取締役会に提案し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとしております。

**【監査役（社外監査役を除く。）候補者指名基準】**

誠実な人格、当社の経営に関する知見、法律・会計税務・労務・ＩＴいずれかに関する豊富な実務経験・専門的知見を備える者

（注）社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準については、15頁をご参照ください。

## 吉田　修己（よしだ　おさみ）　（昭和25年11月４日生）

新　任　社外監査役　独立役員



保有する当社の株式数
―

社外監査役在任年数
―

**略歴、地位及び重要な兼職の状況**

| | |
|---|---|
| 昭和52年 3月 | 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 |
| 昭和57年 9月 | 公認会計士登録 |
| 平成 9 年 8月 | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 |
| 平成19年10月 | 同監査法人DTTL Talent Council メンバー |
| 平成23年 8月 | トーマツeラーニングソリューションズ株式会社代表取締役社長 |
| 平成23年12月 | 有限責任監査法人トーマツ経営会議メンバー 兼 人材本部副本部長 |
| 平成25年12月 | 吉田公認会計士事務所開設所長（現任） |
| 平成26年 3月 | キヤノン株式会社監査役 |
| 平成26年 4月 | 早稲田大学大学院会計研究科非常勤講師 |
| 平成29年 9月 | 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授（現任） |

**社外監査役候補者とした理由**

公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有していることから、当該知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるためであります。

（注）1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．候補者吉田修己氏との責任限定契約については以下のとおりであります。
当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を監査役との間で締結できる旨を定めております。これに基づき、同氏の選任が承認された場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3．候補者吉田修己氏は、社外監査役候補者であります。当社は候補者吉田修己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準については、15頁をご参照ください。

## ご参考　社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準

**【指名基準】**

（1）企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を有すること
（2）社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つこと
（3）上記（1）、（2）もしくは経営・法律・会計税務・労務・IT等の専門性を有すること

**【独立性判断基準】**

当社は、以下のいずれの基準にも抵触しない者を独立役員として指定する。

**1．社外取締役**

（1）現在及び就任前10年間において、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者
　a. 業務執行者（業務執行取締役・執行役員・従業員をいう。以下同じ）
　b. 非業務執行取締役（ただし、非業務執行取締役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）
　c. 監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）
（2）現在及び就任前５年間において、当社の親会社のいずれかに該当する者
　a. 業務執行者
　b. 非業務執行取締役
（3）現在及び就任前１年間において、当社の兄弟会社の業務執行者であった者
（4）現在及び就任前１年間において、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者であった者
（5）現在及び就任前１年間において、当社の主要な取引先又はその業務執行者であった者
（6）現在及び就任前１年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）であった者
（7）以下に該当する者（重要でない者を除く）の近親者
　a. 現在及び過去１年間において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
（8）現在、当社の非業務執行取締役である者の近親者
（9）上記（2）～（6）のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

**2．社外監査役**

（1）現在及び就任前10年間において、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者
　a. 業務執行者
　b. 非業務執行取締役
　c. 監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者、非業務執行取締役であった者に限る）
（2）以下のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者
　a. 現在及び過去１年間において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
　b. 現在及び過去１年間において、当社又は当社の子会社の非業務執行取締役であった者
（3）現在及び就任前５年間において、当社の親会社の監査役であった者
（4）上記1（2）～（6）のいずれかに該当する者
（5）上記2（3）～（4）のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

※当社又は当社の子会社の業務執行者（重要でない者を除く）とは、業務執行取締役並びに部長・支社長及びこれに準ずる者以上の従業員をいう。
※近親者とは二親等以内の親族をいう。

## 第５号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、社外監査役以外の監査役である柴田信治氏及び岩﨑達士氏の両氏がいずれも欠けた場合の補欠の監査役として予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

### 津田（つだ）　賢（まさる）　（昭和31年１月３日生）

保有する当社の株式数
―

**略歴、地位及び重要な兼職の状況**

| | | |
|---|---|---|
| 昭和 49年 | ４月 | 日立自動車部品販売株式会社（現 株式会社日立オートパーツ＆サービス）入社 |
| 平成 20年 | ７月 | 当社営業第四部門企画部長 |
| 平成 21年 | ４月 | 当社営業第二部門ショップサポート部長 |
| 平成 22年 | ４月 | 当社営業第四部門営業推進統轄部長 |
| 平成 23年 | ４月 | 当社機能部門業務管理部長 |
| 平成 25年 | ４月 | 当社内部監査部（現任） |

（注）　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

（添付書類） **事業報告** （平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

# 1. 会社の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移しましたが、海外経済の不確実性などにより依然として先行き不透明な状況にあります。

当社が事業活動を展開する携帯電話市場におきましては、通信キャリア大手各社がお客様囲い込みを目指し、端末価格を絡めた新たな料金プランやお客様の利用状況に応じた料金プランを展開するなど、格安スマホへの対抗策を打ち出しております。また、消費者保護ルールの改定によりキャリア認定ショップにおいては、青少年のお客様に対してフィルタリングサービス提供の徹底が求められております。

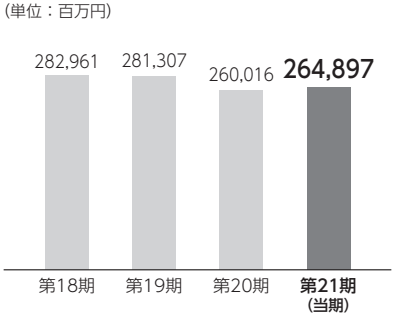
一方で、サービスの多様化や接客時間の増加により、店舗販売員の負担が多くなっていることから、営業時間の短縮や月１回の定休日設定に加え年末年始の休業を推奨するなど、労働環境改善へ向けた取組みが進められました。

このような事業環境において、当社は、タブレット販売や従来型の携帯電話からスマートフォンへの買替えを促進した結果、販売台数は増加し、271万台（前事業年度比1.5％増）となりました。一部の端末価格の見直しによる収益改善に加えて、法人向けモバイルBPOサービス（モバイルヘルプデスク、端末設定（キッティング）等のアウトソーシング業務）の販売好調などにより収益は伸長しました。また、キャリア認定ショップの移転改装や、法人向けモバイルBPOサービスの体制強化を進めました。

この結果、７期連続営業増益、過去最高益を更新し、中期目標である営業利益100億円を達成いたしました。当事業年度の業績は、売上高2,648億97百万円（同1.9％増）、営業利益102億７百万円（同2.3％増）、経常利益102億93百万円（同2.5％増）、当期純利益67億38百万円（同4.2％増）となりました。

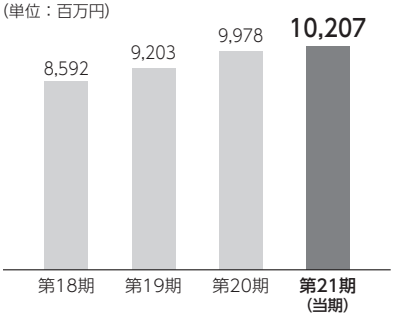
■ **売上高**

**2,648**億円 1.9% ↗



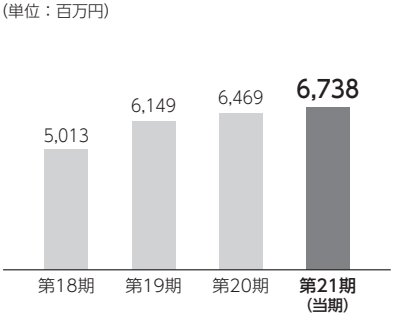

■ **営業利益**

**102**億円 2.3% ↗

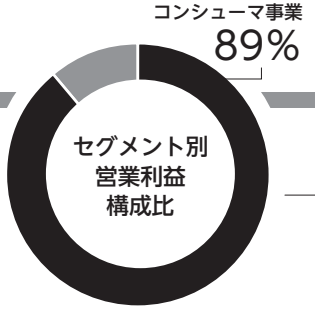



■ **当期純利益**

**67**億円 4.2% ↗



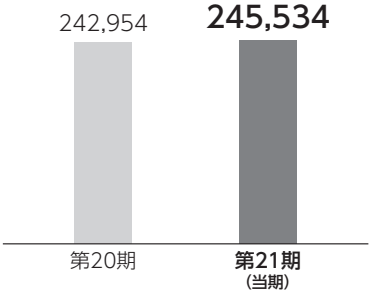
セグメント別の業績は、次のとおりであります。




# コンシューマ事業

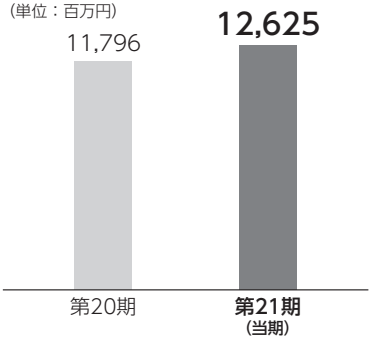
■ **売上高**

(単位：百万円)




■ **営業利益**

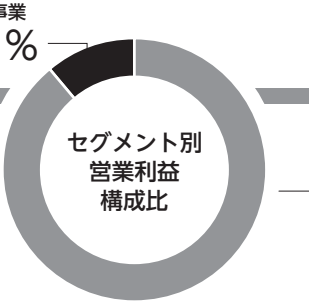
(単位：百万円)




| 事業内容 | コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売<br>スマートフォン利用のお客様ニーズに応えリレーションを強化するためのポータルサイト「nexi(ネクシィ)」の運営<br>※nexi（ネクシィ）<br>天気/運勢/検索など生活に密着した情報の表示をはじめ、スマートフォンを便利にご利用いただくためのサービス |
|---|---|

コンシューマ事業につきましては、タブレット販売やスマートフォンへの買替えが伸長し、販売は堅調に推移しました。キャリア認定ショップにおいては、「また来たくなる」魅力あるショップの実現に向けた取組みとして、スマホ教室の開催を全国の直営店に展開し、お客様一人ひとりのライフスタイルに合わせた最適なご提案に努めました。また、スマホ向け当社独自ポータルサイト「nexiplus(ネクシィプラス)」は、コンテンツ拡充や新機能追加により、新規会員獲得の促進に注力しました。さらに、販売員などの採用を強化するとともに、ショップの待合フロアや体験コーナーを拡大するため移転による店舗の大型化を推進しました。

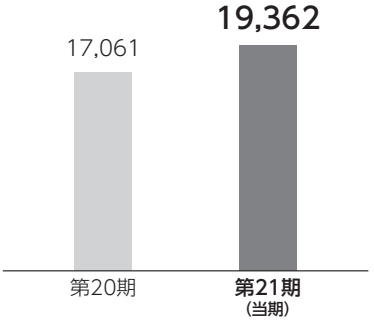
この結果、売上高は2,455億34百万円（前事業年度比1.1％増）、営業利益は126億25百万円（同7.0％増）となりました。




# 法人事業

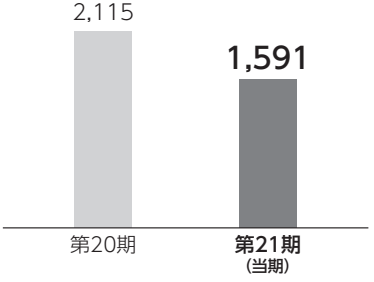
■ 売上高

(単位：百万円)




■ 営業利益

(単位：百万円)




| 事業内容 | 法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売<br>スマートフォンを利用したモバイルBPOサービス<br>コンビニエンスストアに対するプリペイドカードの提供<br>IoTソリューションの提供 |
|---|---|

法人事業につきましては、企業のスマートフォン導入が拡がり始め、モバイルBPOサービスの取引が拡大しております。パートナー企業との協業の成果も表れてきており、今後のさらなる取引拡大を見据えて、モバイルヘルプデスクなどの体制強化を進めました。一方で、プリペイドカードの販売は、取引条件の見直しにより収益が減少しました。IoTソリューションについては、ゲートウェイ端末を軸に、システム導入支援までサービス領域を広げて、本格的な量産導入を始めております。

この結果、売上高は193億62百万円（前事業年度比13.5％増）、営業利益は15億91百万円（同24.8％減）となりました。

### （2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は18億62百万円であり、当社直営のキャリア認定ショップの移転・改装及びシステム関連投資が主体であります。

### （3）対処すべき課題

Ⅰ　中期経営計画の基本方針（平成31年３月期～平成33年３月期）

## コネクシオプラン2020

～５Ｇが拓くスマート社会へ向け、お客様接点の深耕と生産性の向上～

[基本方針]

中期経営計画の最終年度である2020年（平成33年３月期）は、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが予定されております。オリンピックに向けて日本社会・産業インフラは大きく変化することでしょう。通信業界においても、VR/AR、AI、IoTそして５Ｇ（次世代移動通信）など、さまざまな革新的な技術が実用化段階に入り、これまでの社会を大きく変えることになるでしょう。

当社は、通信業界において５Ｇを始めとした最先端の実用技術にいち早く触れる機会があり、これらを活かした豊かな社会の実現に貢献する責務があると考えます。特に、お客様接点を担う立場から、５Ｇがもたらす恩恵を誰もが享受できる社会の実現のために、人と新たなサービスをつなぐ役割が期待されていると認識しています。

当社は、お客様にしっかりと寄り添い、お客様のベストパートナーとして、５Ｇ時代へ向け、より安心で快適なサービスの提供に貢献してまいります。

また、雇用環境が一段と厳しくなる中で、既存業務の見直しを行い、ITシステムの積極導入と人財投資により生産性の向上を図ってまいります。

## Ⅱ　5G時代を見据えた５つの事業戦略

当社は、本計画における基本方針実現に向け、以下のとおり５G時代を見据えた５つの事業戦略を定めました。

［５G時代を見据えた５つの事業戦略］

1．お客様との長期的な関係構築
2．生産性の高い店舗オペレーションの実現
3．モバイル・ソリューション・プロバイダーへ進化
4．IoT/５Gソリューションの拡充
5．経営基盤の強化
・資本戦略：配当性向40%を目処・ROE15%目標
・投資戦略：将来成長につながる戦略的投資を着実に実行
・人事戦略：コネクシオを支える人財投資を強化
・ESG/CSR経営：ESG/CSR経営の更なる推進

＜1.お客様との長期的な関係構築＞

多くのお客様に継続的にご来店いただけるよう、お客様に寄り添った魅力ある店づくりを進めリアル店舗の付加価値を高めて、「お客様に長く愛される地域一番店」を目指してまいります。

＜2.生産性の高い店舗オペレーションの実現＞

お客様をお待たせしないショップを目指して、店舗オペレーションを進化させ生産性を高めてまいります。

＜3.モバイル・ソリューション・プロバイダーへ進化＞

法人向けモバイルBPOサービス（モバイルヘルプデスク、端末設定（キッティング）等のアウトソーシング業務）の業務効率化やシステム投資を進め、運用基盤を確立させてまいります。加えて、企業のモバイル活用を促すアプリ・セキュリティ・システムを統合したソリューションを提供してまいります。

＜4.IoT/５Gソリューションの拡充＞

IoT/５Gソリューションにおいては、IoTゲートウェイ端末を核に、IoTシステム導入支援サービス「SmartReadyIoT（スマートレディIoT）」の拡充を図ります。さらに、業種/業態別ソリューションの展開などクラウドサービス領域を拡大してまいります。

＜5.経営基盤の強化＞

・資本戦略

当社は、株主の皆様に対しては、配当性向40%を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。本計画期間においてはROE目標を15%として、資本効率の維持に注力してまいります。

・投資戦略

将来成長につながる戦略的投資を着実に実行するとともに、地域一番店を目指した直営ショップへの投資や、店舗の生産性向上・省力化につながるITシステムの機能増強などの成長投資を行ってまいります。

・人事戦略

これまで取り組んできた店舗販売員の正社員化や「働き方改善」、従業員のワーク・ライフ・バランスの充実に加えて、店舗販売員の処遇改善を含む人事制度の見直しや定着率の向上など、さらなるモチベーション向上を期待し人財への積極投資を進めてまいります。

また、当社の全社共通の教育プログラムを体系化した「コネクシオカレッジ」の推進や、女性活躍推進を一段と進めてまいります。

・ESG/CSR経営

「ESG/CSR経営」のさらなる促進としては、環境・社会・ガバナンスそれぞれの取組みを進めてまいります。

## （ご参考）ESG/CSR経営

| | |
|---|---|
| Environment<br>**環境** | ✓事業プロセスにおける環境負荷の低減<br>（電気使用量の削減・使用済み携帯電話の回収） |
| Social<br>**社会** | ✓お客様に心から満足いただける質の高いサービス提供<br>✓インターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動<br>✓働き方改革推進による従業員満足向上<br>✓女性活躍・ダイバーシティ・健康経営の推進 |
| Governance<br>**ガバナンス** | ✓コンプライアンス・情報セキュリティの徹底<br>✓取締役会の監督機能の更なる強化<br>✓取締役・執行役員の中長期インセンティブ導入 |

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 項　目 | 第18期<br>平成26年４月１日から<br>平成27年３月31日まで | 第19期<br>平成27年４月１日から<br>平成28年３月31日まで | 第20期<br>平成28年４月１日から<br>平成29年３月31日まで | 第21期（当期）<br>平成29年４月１日から<br>平成30年３月31日まで |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 282,961 | 281,307 | 260,016 | 264,897 |
| 経常利益（百万円） | 8,682 | 9,294 | 10,046 | 10,293 |
| 当期純利益（百万円） | 5,013 | 6,149 | 6,469 | 6,738 |
| １株当たり当期純利益（円） | 112.07 | 137.45 | 144.60 | 150.62 |
| 総資産（百万円） | 102,404 | 96,912 | 95,254 | 100,776 |
| 純資産（百万円） | 25,731 | 29,850 | 34,016 | 38,174 |
| １株当たり純資産（円） | 575.17 | 667.23 | 760.35 | 853.30 |
| １株当たり配当金（円） | 40.0 | 48.0 | 56.0 | 65.0 |
| 配当性向（%） | 35.7 | 34.9 | 38.7 | 43.2 |

（注）１.「１株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
２.「１株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

## (5) 重要な親会社の状況

親会社との関係

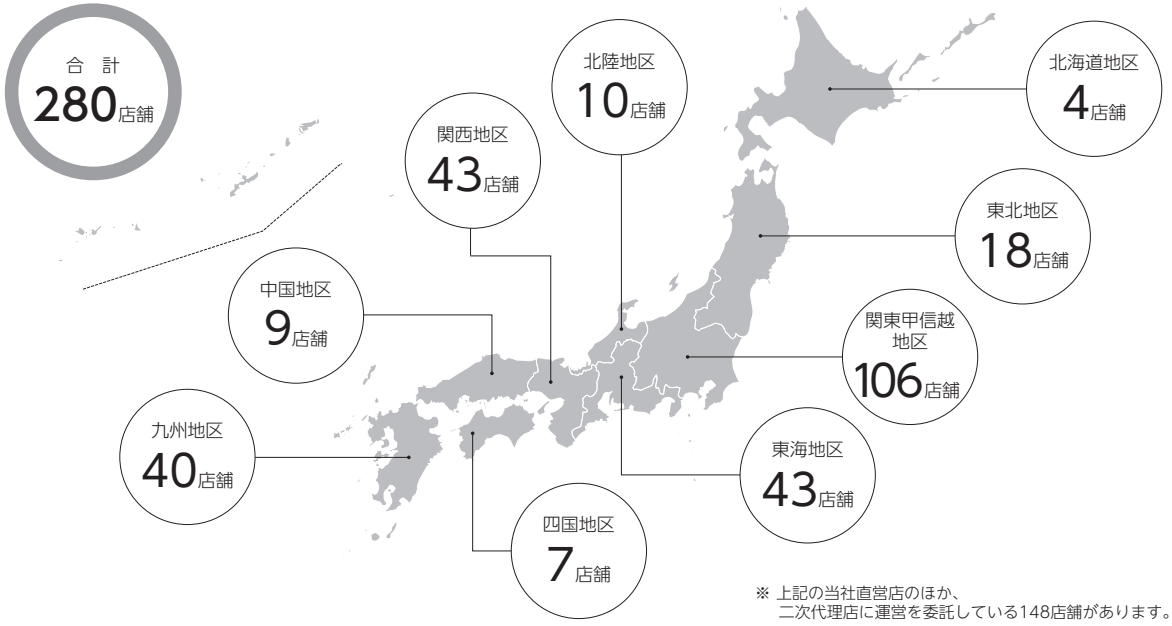
当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、当社の株式を60.35%（議決権比率）保有しております。当社は親会社から役員（非常勤）２名及び出向社員６名を受け入れております。

## (6) 主要な事業所

平成30年３月31日現在

| | | |
|---|---|---|
| 本社 | 東京都新宿区 | |
| 菊川事業所（物流・開通センター） | 東京都墨田区 | |
| 支社 | 東北・北海道支社（仙台市青葉区）<br>北陸支社（石川県金沢市）<br>中国・四国支社（広島市中区） | 東海支社（名古屋市中村区）<br>関西支社（大阪市淀川区）<br>九州支社（福岡市博多区） |
| 支店 | 北海道支店（札幌市北区） | 四国支店（香川県高松市） |
| ビジネスセンター | 日本橋（東京都中央区） | 赤坂（東京都港区） |

■店舗展開




※ 上記の当社直営店のほか、
二次代理店に運営を委託している148店舗があります。

## (7) 従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 5,070名 | 96名増 | 33.7歳 | 7.0年 |

(注) 上記人数には臨時従業員1,798名（前事業年度末比327名増）は含んでおりません。

## (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40％を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績及び配当の安定性などを総合的に考慮した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき普通配当30円に、設立20周年記念配当５円を加え、１株当たり35円を予定しております。これにより、年間配当金は前事業年度より９円増配の１株当たり65円（中間30円、期末35円）となります。

なお、内部留保につきましては、将来成長につながる戦略的投資や、キャリア認定ショップの増強および生産性向上・省力化につながるITシステムの機能増強のための資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項

**(1) 発行可能株式総数**　普通株式　153,600,000株

**(2) 発行済株式の総数**　普通株式　44,737,852株（自己株式 86株を除く）

**(3) 株　主　数**　3,693名

**(4) 大株主の状況**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 伊藤忠商事株式会社 | 26,996,000株 | 60.34% |
| 株式会社光通信 | 1,910,000株 | 4.27% |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 1,895,841株 | 4.24% |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNI-FULL TAX 613 | 1,510,500株 | 3.38% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,501,500株 | 3.36% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,089,400株 | 2.44% |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 776,892株 | 1.74% |
| コネクシオ社員持株会 | 565,712株 | 1.26% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 385,000株 | 0.86% |
| 有限会社福田商事 | 366,000株 | 0.82% |

（注）1．平成29年7月3日付で自己株式11,185,062株の消却を行っております。
2．持株比率は、自己株式（86株）を控除して計算しております。

**(5) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

平成30年３月31日現在

| 地　位 | 氏　名 | 当社における担当等 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 井上裕雄 | 指名・報酬委員会委員長<br>ガバナンス委員会委員 | 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会　副会長 |
| 取締役 | 目時利一郎 | 専務執行役員<br>営業管掌(コンシューマ事業担当) | |
| 取締役 | 直田宏 | 専務執行役員　職能管掌<br>チーフ・コンプライアンス・オフィサー<br>IR担当役員<br>経営企画部門長<br>ガバナンス委員会委員 | |
| 取締役<br>(非常勤) | 梶原浩 | 指名・報酬委員会委員<br>ガバナンス委員会委員 | 伊藤忠商事株式会社　情報・金融カンパニー情報・通信部門長代行<br>伊藤忠ケーブルシステム株式会社　取締役<br>株式会社スペースシャワーネットワーク　社外取締役<br>アシュリオン・ジャパン株式会社　社外取締役<br>伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社　代表取締役 |
| 社外取締役<br>(独立) | 細井一雄 | 筆頭独立社外取締役<br>指名・報酬委員会委員<br>ガバナンス委員会委員長 | 情報技術開発株式会社　取締役上席執行役員ソリューション本部長 |
| 社外取締役<br>(独立) | 宮本元 | 指名・報酬委員会委員<br>ガバナンス委員会委員 | |
| 常勤監査役 | 柴田信治 | ガバナンス委員会委員 | |
| 監査役<br>(非常勤) | 岩﨑達士 | | 伊藤忠商事株式会社　情報・金融カンパニーCFO補佐（兼）情報・金融事業・リスク管理室長<br>エキサイト株式会社　監査役<br>エイツーヘルスケア株式会社　監査役 |
| 社外監査役<br>(独立) | 遠藤隆 | | 弁護士 |
| 社外監査役<br>(独立) | 阿部紘武 | | 公認会計士<br>株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役 |

(注) 1．平成29年６月27日開催の第20期定時株主総会において、岩﨑達士氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2．取締役村田充氏は、平成29年６月27日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3．監査役吉村徳一郎氏は、平成29年６月27日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4．社外監査役阿部紘武氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
5．社外役員の重要な兼職先と当社との間には記載すべき特別の関係はありません。

6．事業年度末日以降の異動

| 異動後の地位 | 氏　　名 | 異動後の担当及び重要な兼職の状況 | 異　動　日 |
|---|---|---|---|
| 取 締 役 | 直 田　　宏 | 専務執行役員　職能管掌<br>チーフ・コンプライアンス・オフィサー<br>営業管掌（法人事業担当）<br>IR担当役員<br>ガバナンス委員会委員 | 平成30年4月1日 |

### （2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役梶原浩氏、細井一雄氏及び宮本元氏並びに、監査役岩﨑達士氏及び阿部紘武氏は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　分 | 支給人数 | 報酬等の額 | 報酬限度額 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 7　名 | 127百万円 | 250百万円 |
| (うち社外取締役) | (　2　名) | (　10百万円) | (　20百万円) |
| 監査役 | 5　名 | 36百万円 | 60百万円 |
| (うち社外監査役) | (　2　名) | (　9百万円) | |

(注) 1．上記の取締役及び監査役の支給人数につきましては、平成29年６月27日開催の第20期定時株主総会において退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額につきましては、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額21,208,400円を含んでおります。

② 報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬制度について指名・報酬委員会で審議の上、取締役会に報告しております。取締役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で、固定報酬額と業績連動報酬額を支給しております。固定報酬額は、取締役会の決議を得た後、内規に従い、企業倫理の実践、「企業行動基準」の遵守又は長期的視点に立った組織運営などを勘案のうえ、社長が決定しております。業績連動報酬額は、当期純利益などの業績指標の達成率に基づき算定した額を、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定の月額報酬のみを支給しております。

なお、翌事業年度からの取締役の報酬制度については、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、中長期の業績連動報酬額(中長期インセンティブ)を新たに支給する予定です。本報酬は、現在支給している固定報酬額と業績連動報酬額をあわせて、株主総会で決議された総額の範囲内で、中期経営計画「コネクシオプラン2020」の達成を条件に、金銭で支給されます。本計画の対象期間満了後に、本計画の達成率や株価の上昇率に基づき算定した額を、取締役会で決定する予定です。

### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
重要な兼職先と当社の関係につきましては、27～28頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地　位 | 氏　名 | 取締役会 | 監査役会 | 主な活動状況 |
|---|---|---|---|---|
| 社外取締役<br>(独　立) | 細 井 一 雄 | 16／16回<br>(100%) | — | 主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 |
| 社外取締役<br>(独　立) | 宮 本　　元 | 16／16回<br>(100%) | — | 主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。 |
| 社外監査役<br>(独　立) | 遠 藤　　隆 | 16／16回<br>(100%) | 14／14回<br>(100%) | 主に弁護士としての法律に関する専門的知見に基づいた提言や意見表明を行っております。 |
| 社外監査役<br>(独　立) | 阿 部 紘 武 | 15／16回<br>(94%) | 14／14回<br>(100%) | 主に公認会計士としての会計に関する専門的知見に基づいた提言や意見表明を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　53百万円

(注) 1．監査役会は、第21期事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　53百万円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の執行に関する体制を特に考慮し、会計処理担当部署及び財務担当部署と綿密な連携をとりつつ、監査役会が会計監査人の解任又は不再任の決定を行うこととしております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

コーポレート・ガバナンス体制　～基本的な考え方～

当社は、「人をつなぐ、価値をつなぐ」という理念ステートメントのもと、安心で快適な社会の実現に貢献することで、全てのステークホルダーの皆様との信頼の絆を深め、継続的な企業価値の向上を図りたいと考えております。

そのための基本方針として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題であると認識し、監査役（監査役会）設置会社として監査役会からの監視に加えて、複数の独立社外取締役・監査役を選任し、また取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を含む委員で構成される指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置する等により、経営の監督機能を強化しております。さらに、内部監査部、内部統制委員会による組織的な内部牽制機能の強化も図っております。

また、株主の権利・平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、適時・適切な情報開示や投資家の皆様との対話の充実に努めております。

以上を当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方及び基本方針とし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めます。

### 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備しております。

**(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

① コーポレート・ガバナンス

a. 取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

b. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、業務を執行する。

c. 代表取締役及び業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役会に報告する。

d. 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

e. 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して職務の執行が法令及び定款に適合するかを監視する。

② コンプライアンス

a.『企業理念』及び『企業行動基準』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。

b. チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『コンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。又、制定した『コンプライアンスプログラム』を、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

c. 当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、定期的に、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

d.『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。又、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人が通報できるホットライン窓口を整備する。

e. 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
f. コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すものとする。
g. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

③ 財務報告の適正性確保のための体制
『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

④ 内部監査
当社の社長直轄の内部監査部を設置し、当社及び子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』又は『関係会社管理規程』に基づく内部監査を実施し、当社の社長に対してその結果を報告する。

**(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。

② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

**(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

① 当社は、取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、又、『関係会社管理規程』において、子会社における当社による事前承認事項、当社に対する報告事項等を定め、当社及び子会社において必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。

② 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「経営レビュー制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。

**(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。

② 当社は、子会社に対し、必要に応じて、人事管理・財務経理・コンプライアンス等の管理業務を提供する。

③ 当社及び子会社において、『組織分掌・権限責任規程』、『関係会社管理規程』等各種社内規程を整備することによって、取締役及び使用人の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。

④ 当社及び子会社において、中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社及び各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。当社は、計画達成度を組織の業績評価を通じて使用人の賞与に連動させる。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。

② 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
② 当該使用人の評価・人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議する。
③ 監査役の職務を補助する使用人が専任の場合には、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。又、他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

**(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

① 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について当社の監査役に対して報告する。
② 当社の使用人及び子会社の使用人は、a.当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、b.重大な法令又は定款に違反する事実について、これを発見次第速やかに、当社の監査役に対して直接報告することができる。
③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
④ 当社の監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

**(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
② 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。
③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。
④ 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、「企業行動基準」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨を明記し、周知徹底のため全従業員に携行させると共に当社ウェブサイトにて開示しております。また、「内部統制システム構築の基本方針」においても、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する旨を定めております。

その整備状況につきましては、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンスプログラム」において、反社会的勢力に関する対応部署や対応方法、外部専門家への相談窓口等を定めております。また、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っております。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行

・定例取締役会を原則毎月１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度につきましては取締役会を16回開催いたしております。

### (2) コンプライアンス

・コンプライアンスプログラム及び期初に定めた年間計画に基づき、入社時研修に加え、全使用人を対象とした研修を実施いたしております。「コンプライアンス強化月間」を定め、コンプライアンス宣言書への署名等を行っております。また、内部通報制度について、コンプライアンス委員会で適切に運用されていることを確認するとともに、ポスターの掲示等による「ホットライン窓口」の周知活動を行っております。

### (3) 内部監査

・内部監査計画に基づき、内部監査部は監査を実施し、監査の結果について、随時、社長及び常勤監査役に報告するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に報告いたしております。

### (4) リスクマネジメント

・「経営レビュー制度」に基づき、リスク管理体制の有効性を取締役会に報告いたしております。

### (5) 子会社管理体制

・子会社の経営管理について、関係会社管理規程を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。

### (6) 監査役の職務執行

・定例監査役会を原則毎月１回、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度につきましては監査役会を14回開催いたしております。また、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

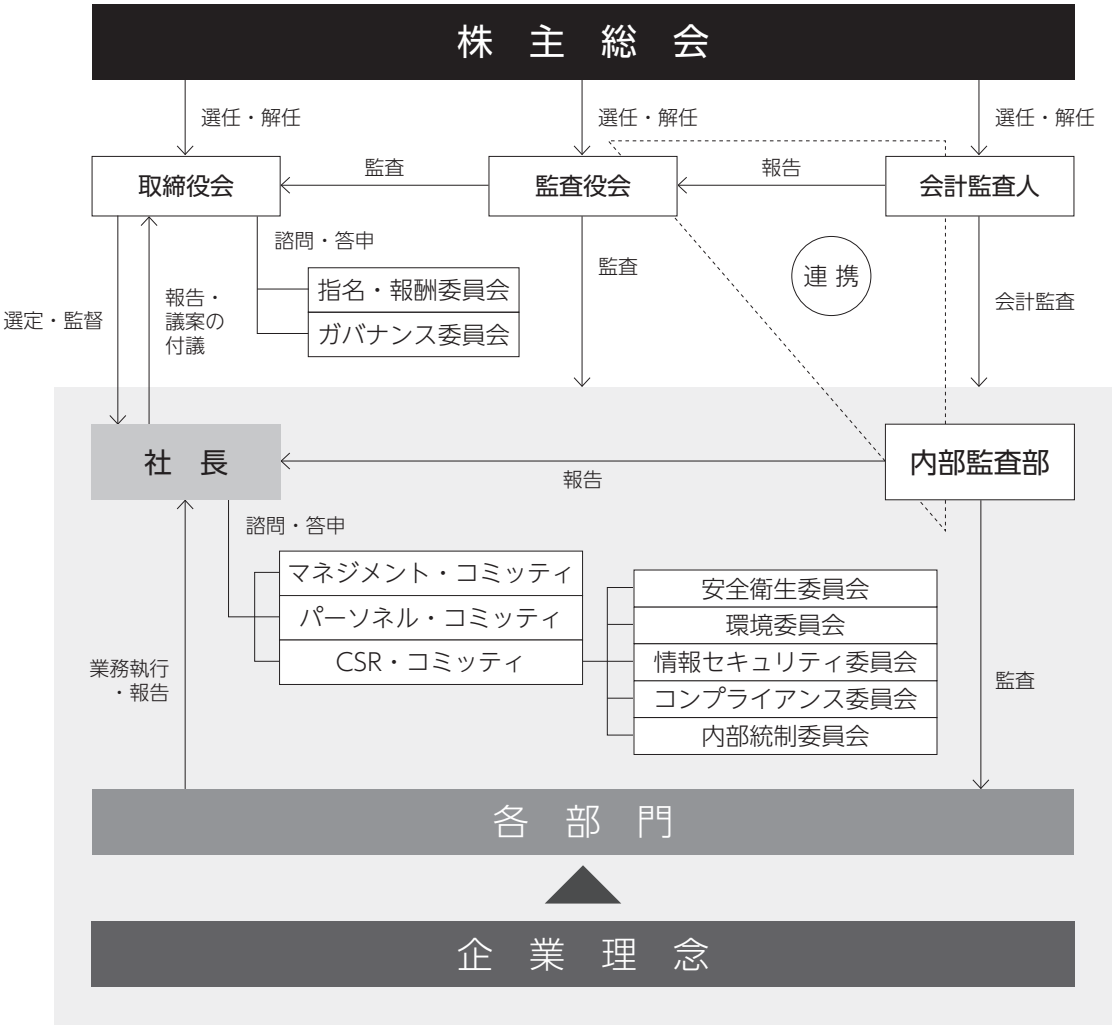
### (7) 監査役の監査の実効性の確保

・監査役は取締役会に出席するとともに、社長、取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

## 取締役会実効性評価の概要

当社では、コーポレート・ガバナンスの継続的改善として、取締役会の実効性を高める取組みが重要であると考えております。この取組みの一環として、原則年１回、かかる実効性評価を実施することとしております。実効性の評価プロセスとして、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が委員長を務めるガバナンス委員会が中心となり、取締役会の実効性評価を行い、取締役会においてその内容について検討・確認を行っております。

■ **コーポレート・ガバナンス体制**



当社では、取締役会の統治機能の更なる充実のため、任意の諮問機関として、指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置しております。主な審議項目及び構成については以下のとおりであります。

| 指名・報酬委員会 | ガバナンス委員会 |
|---|---|
| **主な審議項目：**<br>・取締役会の構成<br>・取締役・監査役候補者及び執行役員の指名（選任）基準とプロセス<br>・後継者計画<br>・取締役及び執行役員の報酬制度の設計 | **主な審議項目：**<br>・ガバナンスの基本方針<br>・取締役会の実効性評価<br>・トレーニング方針 |

## ■ 各委員会の構成

平成30年３月31日現在

| 地位 | 氏名 | 指名・報酬委員会 | ガバナンス委員会 |
|---|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 井上裕雄 | ◎ | □ |
| 取締役 | 目時利一郎 | | |
| 取締役 | 直田宏 | | □ |
| 取締役（非常勤） | 梶原浩 | □ | □ |
| 社外取締役（独立） | 細井一雄 | □ | ◎ |
| 社外取締役（独立） | 宮本元 | □ | □ |
| 常勤監査役 | 柴田信治 | | □ |
| 監査役（非常勤） | 岩﨑達士 | | |
| 社外監査役（独立） | 遠藤隆 | | |
| 社外監査役（独立） | 阿部紘武 | | |

（注） ◎ 委員長 □ 委員

（注） 1．本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2．記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科　目 | 第21期<br>平成30年3月31日現在 | (ご参考) 第20期<br>平成29年3月31日現在 |
|---|---|---|
| **資産の部** | | |
| **流動資産** | **80,239** | **74,275** |
| 現金及び預金 | 7,606 | 4,879 |
| 売掛金 | 48,934 | 45,343 |
| 商品及び製品 | 8,900 | 8,301 |
| 原材料及び貯蔵品 | 74 | 87 |
| 前払費用 | 781 | 751 |
| 繰延税金資産 | 1,545 | 1,463 |
| 未収入金 | 12,188 | 13,325 |
| 預け金 | 215 | 134 |
| その他 | — | 0 |
| 貸倒引当金 | △6 | △11 |
| **固定資産** | **20,536** | **20,978** |
| **有形固定資産** | **4,368** | **4,170** |
| 建物 | 2,548 | 2,402 |
| 構築物 | 196 | 192 |
| 機械及び装置 | 6 | 7 |
| 工具、器具及び備品 | 1,563 | 1,505 |
| 土地 | 52 | 52 |
| 建設仮勘定 | 0 | 11 |
| **無形固定資産** | **11,626** | **12,472** |
| のれん | 1,621 | 1,745 |
| ソフトウエア | 338 | 388 |
| ソフトウエア仮勘定 | 5 | 1 |
| キャリアショップ運営権 | 9,650 | 10,326 |
| その他 | 10 | 11 |
| **投資その他の資産** | **4,541** | **4,335** |
| 投資有価証券 | 413 | 261 |
| 関係会社株式 | 30 | 30 |
| 長期前払費用 | 368 | 335 |
| 敷金及び保証金 | 3,627 | 3,607 |
| その他 | 171 | 183 |
| 貸倒引当金 | △70 | △82 |
| **資産合計** | **100,776** | **95,254** |

| 科　目 | 第21期<br>平成30年3月31日現在 | (ご参考) 第20期<br>平成29年3月31日現在 |
|---|---|---|
| **負債の部** | | |
| **流動負債** | **55,640** | **54,322** |
| 買掛金 | 22,441 | 24,280 |
| 未払代理店手数料 | 9,673 | 8,395 |
| 未払金 | 12,100 | 11,558 |
| 未払費用 | 3,669 | 2,914 |
| 未払法人税等 | 2,599 | 2,122 |
| 未払消費税等 | 591 | 497 |
| 前受金 | 13 | 16 |
| 預り金 | 1,049 | 1,134 |
| 賞与引当金 | 3,412 | 3,324 |
| 役員賞与引当金 | 21 | 30 |
| その他 | 66 | 47 |
| **固定負債** | **6,961** | **6,914** |
| 退職給付引当金 | 4,888 | 4,554 |
| 繰延税金負債 | 1,368 | 1,635 |
| 資産除去債務 | 485 | 416 |
| その他 | 219 | 307 |
| **負債合計** | **62,601** | **61,237** |
| **純資産の部** | | |
| **株主資本** | **37,956** | **33,902** |
| **資本金** | **2,778** | **2,778** |
| **資本剰余金** | **585** | **9,779** |
| 資本準備金 | 580 | 3,180 |
| その他資本剰余金 | 4 | 6,598 |
| **利益剰余金** | **34,592** | **30,538** |
| 利益準備金 | 113 | 5 |
| その他利益剰余金 | 34,478 | 30,533 |
| 別途積立金 | 2,469 | 2,469 |
| 繰越利益剰余金 | 32,008 | 28,063 |
| **自己株式** | **△0** | **△9,194** |
| **評価・換算差額等** | **218** | **114** |
| その他有価証券評価差額金 | 218 | 114 |
| **純資産合計** | **38,174** | **34,016** |
| **負債・純資産合計** | **100,776** | **95,254** |

## 損益計算書

(単位：百万円)

| 科　目 | 第21期<br>自　平成29年4月 1 日<br>至　平成30年3月 31 日 | (ご参考)第20期<br>自　平成28年4月 1 日<br>至　平成29年3月 31 日 |
|---|---|---|
| **売上高** | **264,897** | **260,016** |
| 商品売上高 | 190,835 | 187,390 |
| 手数料収入 | 74,061 | 72,626 |
| **売上原価** | **214,549** | **211,756** |
| 商品期首たな卸高 | 8,301 | 7,985 |
| 当期商品仕入高 | 187,227 | 185,268 |
| 合計 | 195,529 | 193,253 |
| 商品期末たな卸高 | 8,898 | 8,317 |
| 商品評価損 | △2 | 16 |
| 商品売上原価合計 | 186,628 | 184,952 |
| 代理店手数料 | 27,921 | 26,803 |
| **売上総利益** | **50,347** | **48,260** |
| **販売費及び一般管理費** | **40,139** | **38,282** |
| **営業利益** | **10,207** | **9,978** |
| **営業外収益** | **156** | **127** |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 受取配当金 | 2 | 10 |
| 店舗移転等支援金収入 | 108 | 67 |
| その他 | 45 | 49 |
| **営業外費用** | **70** | **58** |
| 支払利息 | 8 | 12 |
| 固定資産除売却損 | 45 | 27 |
| 不動産賃貸費用 | 6 | 8 |
| その他 | 10 | 10 |
| **経常利益** | **10,293** | **10,046** |
| **特別利益** | **1** | **0** |
| 固定資産売却益 | 1 | 0 |
| 投資有価証券売却益 | 0 | — |
| **特別損失** | **218** | **330** |
| 店舗閉鎖損失 | 54 | 61 |
| 固定資産除売却損 | 19 | 34 |
| 減損損失 | 135 | 234 |
| その他 | 9 | — |
| **税引前当期純利益** | **10,076** | **9,716** |
| **法人税等** | **3,338** | **3,247** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,732 | 2,817 |
| 法人税等調整額 | △394 | 430 |
| **当期純利益** | **6,738** | **6,469** |

**株主資本等変動計算書**（自 平成29年４月１日　至 平成30年３月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>別途積立金 |
| 当期首残高 | 2,778 | 3,180 | 6,598 | 9,779 | 5 | 2,469 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 108 | |
| 当期純利益 | | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 準備金から剰余金への振替 | | △2,600 | 2,600 | — | | |
| 自己株式の消却 | | | △9,194 | △9,194 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | △2,600 | △6,594 | △9,194 | 108 | — |
| 当期末残高 | 2,778 | 580 | 4 | 585 | 113 | 2,469 |

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | |
| | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 28,063 | 30,538 | △9,194 | 33,902 | 114 | 34,016 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | △2,792 | △2,684 | | △2,684 | | △2,684 |
| 当期純利益 | 6,738 | 6,738 | | 6,738 | | 6,738 |
| 自己株式の取得 | | | △0 | △0 | | △0 |
| 準備金から剰余金への振替 | | | | — | | — |
| 自己株式の消却 | | | 9,194 | — | | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | 104 | 104 |
| 当期変動額合計 | 3,945 | 4,054 | 9,193 | 4,054 | 104 | 4,158 |
| 当期末残高 | 32,008 | 34,592 | △0 | 37,956 | 218 | 38,174 |

# 監査報告書

**会計監査人の監査報告書謄本**

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

コネクシオ株式会社
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　野　裕　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　箕　輪　恵　美　子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コネクシオ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**監査役会の監査報告書謄本**

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

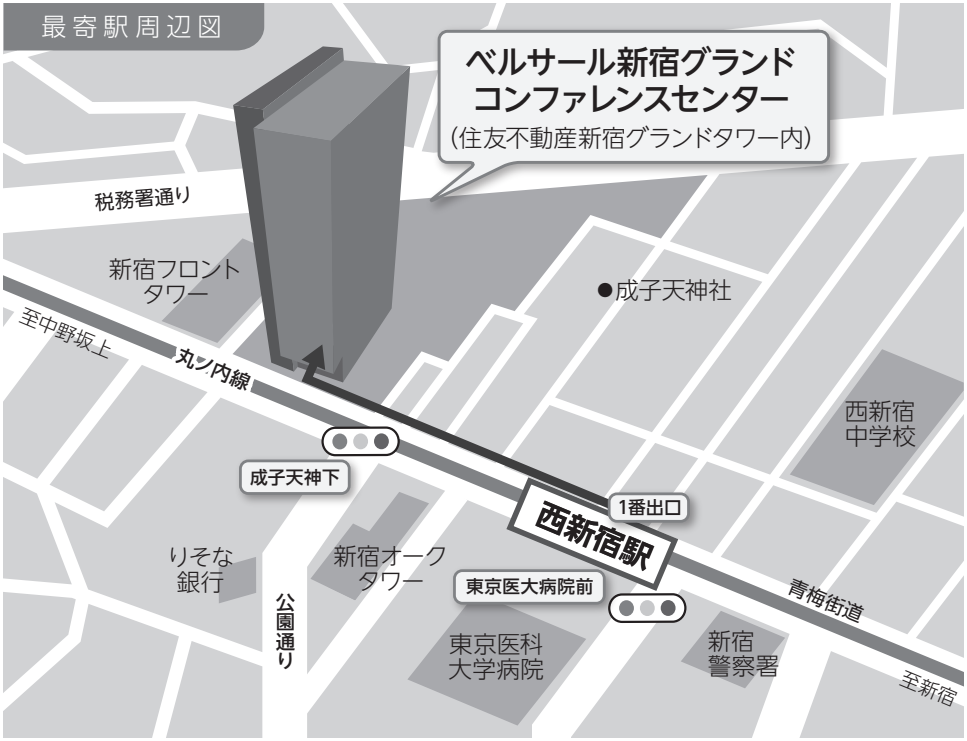
平成30年５月14日

コネクシオ株式会社　監査役会
常勤監査役　柴　田　信　治　㊞
社外監査役　遠　藤　　隆　㊞
社外監査役　阿　部　紘　武　㊞
監　査　役　岩　﨑　達　士　㊞

以　上

# 株主総会会場ご案内図

| | |
|---|---|
| **日　時** | 平成30年６月26日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時） |
| **会　場** | **ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター**<br>東京都新宿区西新宿八丁目17番１号　住友不動産新宿グランドタワー５階 |
| **交通のご案内** | 東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅 1番出口　徒歩3分 |




◎当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。
◎当日は、節電等のため、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

コネクシオ株式会社

VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。